

第 463 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 3 年 7 月 29 日（木）岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

市岡室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、労働者側代表の村上委員が欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 463 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について（目安伝達）」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
加賀専門監	<p>7 月 16 日に中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われましたので、これをお伝えします。</p> <p>資料 1 ページを御覧下さい。</p> <p>答申文を読み上げます。</p> <p>（答申文の朗読）</p> <p>以上が答申の内容です。</p>

<p>浅井会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>示された目安については参考としながら、具体的には、今後開催される専門部会での審議に委ねることとします。</p> <p>専門部会において十分に審議していただきまして、是非、全会一致による結論が出ることを期待しております。</p> <p>引き続き、事務局から説明してください。</p>
<p>加賀専門監</p>	<p>次に、「岐阜県最低賃金の改正決定に係る関係労使からの意見聴取に関する公示」を行いましたところ、資料7ページから資料13ページのとおり、岐阜県労働組合総連合、生協労連コープぎふ労働組合、全日本建設交運一般労働組合岐阜県本部から意見書の提出がありました。</p> <p>意見書の趣旨は、「岐阜県最低賃金額を、いまずぐ時間額1,000円以上にし、早期に1,500円にすること。」「全国一律1,500円の最低賃金が必要である。」というものです。</p> <p>また、資料15ページにあります「最低賃金時間額を今すぐ1,000円以上へ引き上げ、1,500円をめざすことを求める請願書」が、岐阜県春闘共闘会議から岐阜労働局長あて、ここに合計3,212筆、うちネット署名が16筆提出されていることを御報告します。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>事務局から報告のありました、関係労使からの意見書に関して御意見がありましたら伺います。</p> <p>まず、労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
<p>隣垣委員</p>	<p>意見書について基本的には我々の主張することと変わりはないと思いますが、これらの御意見を参考にしながら審議会に臨んでいきたいと思えます。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>一つの意見として参考にさせていただくというスタンスでございます。</p>

浅井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議題2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に移ります。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
加賀専門監	<p>特定最低賃金額の改正決定に関する申出状況について、御報告いたします。</p> <p>資料 21 ページが「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、資料 23 ページが「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」、資料 25 ページが「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」、これら3業種につきまして、金額改正の申出書が提出されました。</p> <p>この3件につきまして、事務局で審査しましたところ、電機は申出必要者数 4,519 人のところ 5,752 人、自動車は申出必要者数 6,027 人のところ 6,446 人、航空機は申出必要者数 2,239 人のところ 3,593 人となっており、賃金の最低額に関する労働協約の適用が確認され、いずれも申出の要件を備えているものと認められましたので、本日改正決定の必要性の有無について諮問することといたしました。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	<p>それでは、畑労働局長から諮問を受けます。</p>
畑局長	<p>（諮問文を朗読し会長に手渡す） よろしく申し上げます。</p>
浅井会長	<p>（諮問文を受け取る） はい、承知しました。</p>
事務局	<p>（諮問文の写しを配布）</p>

浅井会長	<p>ただ今、畑局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問を受けましたので、御意見を伺いたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員から伺います。</p>
隣垣委員	<p>しっかり審議が出来ますようによろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
浅井会長	<p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
安藤委員	<p>改正決定の必要性につきましては、当該産業の置かれている状況を踏まえ、慎重な判断が必要だろうと考えております。</p>
浅井会長	<p>それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」につきましては、次回8月3日の審議会において引き続き審議した上で、答申することといたします。</p> <p>次に議題3「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
市岡室長	<p>二つございます。</p> <p>一つ目は、中央最低賃金審議会の目安小委員会における資料である「令和3年賃金改定状況調査結果」の誤りについてです。</p> <p>資料29ページを御覧下さい。この資料は、本省が今回の誤りに関して説明するため7月7日の目安小委員会で配布したものです。</p> <p>この「賃金改定状況調査」は中小零細企業の事業所における、労働者の賃金の改定状況等を把握することを目的に、厚生労働本省が実施するもので、調査結果は目安小委員会で配布されます。</p> <p>30ページに「誤りの原因」が記されていますが、ここの2段落目、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団</p>

労働者数を用いるといった誤った改修行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたということです。

具体的には、41 ページを御覧下さい。

1 行目、「賃金改定状況調査結果の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に還元して集計を行っている。」としています。

下の図で、令和元年までは「その他のサービス業」として集計していた「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」を、令和2年調査からはこれらを分けて集計するように改修したのですが、プログラム誤りのために実際にはLをMの、MをPの、NをLの、PをNの母集団労働者数に用いてしまったため、集計値に誤りが生じてしまいました。

31 ページに第4表①「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）」という表があります。表の上の行に「賃金上昇率」という枠がいくつかありますが、令和2年6月と今年6月の1時間あたり賃金額の上昇率が表示されています。

31 ページの表は訂正後の令和3年の調査結果ですが、塗りつぶしの個所に誤りが生じています。

同様に、37 ページ以降の令和2年の調査結果にも誤りが生じており、令和2年の調査結果は37 ページのとおりで、目安ランクがCである岐阜の場合は、表の左上部分、男女計のCランクの賃金上昇率が1.5%となっていました。正しくは36 ページの表左上部分、男女計Cランクの上昇率1.3%となりました。

なお、全体の賃金上昇率は1.2%で変わりませんでした。

誤りの概要につきましては以上のとおりです。

最低賃金の審議にかかわる重要な資料に誤りはあってはならないことであり、深くお詫び申し上げます。

	以上、賃金改定状況調査結果の誤りについての御説明とお詫びでございます。
浅井会長	ただ今の説明について、御意見を伺います。 労働者側委員いかがでしょうか。
隣垣委員	今のデータの誤りにつきましては、昨年そのデータの賃金を用いて中賃の方で審議されたということで非常に残念なことでございますが、早急な対応と御説明をいただく中でさほど岐阜の審議に影響はないだろうと感じておりますので今の説明をしっかり受け止めたいと思います。
浅井会長	使用者側委員いかがでしょうか。
安藤委員	ありません。
浅井会長	ありがとうございました。 賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安を定める際に、参考資料の一つとして使用するもので、この調査結果に誤りがあったというのは大変遺憾に思いますが、岐阜県最低賃金は特定の指標によって自動的に決定しているものではなく、様々なデータや要素を総合的に勘案して公労使で審議し決定しています。今回の数値誤りにより昨年の審議結果が訂正されるものではないと理解しており、また、賃金改定状況調査以外にも岐阜県の各種指標等をお示しして、岐阜県の実情に応じた最低賃金を公労使で議論していただいていますので、本件調査結果の誤りに影響されるものではないと考えております。 当審議会としては、このように整理したいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
浅井会長	異議なしとのことですので、次に進めます。 次を説明してください。

市岡室長	<p>二つ目は、岐阜県弁護士会会長から岐阜地方最低賃金審議会会長あてに「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために岐阜県の最低賃金額の引上げと格差是正を求める会長声明」が届いていることについての御報告です。</p> <p>審議会の申合せ事項において、「審議会あて提出された文書について、諮問後の意見聴取公示又は審議会意見に関する異議申出公示に基づいて提出された関係労働者又は関係使用者からのもの以外については、審議会で提出のあった旨を報告し、内容の報告については、審議会においてその都度取扱いを決定する。」とされています。</p> <p>つきましては、この声明の取扱いについて御審議をお願いします。</p> <p>なお、同声明は岐阜労働局長あてにも届いていることを併せて御報告します。</p>
浅井会長	<p>それでは、ただ今事務局から報告のありました岐阜県弁護士会会長からの声明の取扱いについて、御意見を伺います。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
隣垣委員	<p>内容につきましては、私どもより使側に厳しいことが書かれていると思いますので参考にさせていただければと思います。</p>
浅井会長	<p>それでは、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
安藤委員	<p>参考資料として見させていただくものと思います。</p> <p>また、公益委員には弁護士の委員もおられますので岐阜県弁護士会としてどのような趣旨で出されたものなのかご存じであればお伺いしたいと思います。</p>

<p>浅井会長</p>	<p>会長声明は、その時々の中長の判断で出しているものです。</p> <p>弁護士は基本的人権の擁護と社会的正義の実現を使命としており、人権擁護の観点からこのように会長声明が出されているということで御理解いただければと思います。</p> <p>今回の会長声明については、どういふ経緯で出されたものかは存じ上げておりません。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>岐阜県弁護士会として機関決定を得た意見として出されたのか、その時々の中長の個人的意見に基づいて出されたのか、どのように理解したらよろしいでしょうか。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>会長の判断で、理事会のような組織に諮った上で、対外的に発信しています。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>そうしますと組織として機関決定された意見なのかは、よくわからないと理解してよろしいでしょうか。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>経緯は存じていませんが、会の意見としてでなく、会長声明という形で発信しているものと理解しています。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>御二方の弁護士が公益委員としてこの場におられます。</p> <p>もしこれが岐阜県弁護士会の総意に基づいて出された文書であるという認識を持たれた方が公益委員として参加されていると、違和感がありますのでお尋ねしました。</p> <p>あくまでも公益委員としての立場で今後の議事進行をお願いできればと思います。以上です。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>それでは、岐阜県弁護士会会長からの声明は関係労使以外から提出された文書ですので、正式な資料ではなく、本審終了後に参考として配布することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>

浅井会長	異議なしということですので、次に移ります。 事務局からほかにありますか。
市岡室長	ございません。
浅井会長	委員の皆様からは何かございませんか。
各委員	(発言なし。)
浅井会長	<p>それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。</p> <p>次回の審議会は、8月3日(火)第4回専門部会終了後に開催を予定しています。開始時刻はおおむね午後3時を目途としていますが、専門部会委員以外の委員の方は早めにお集まりいただきますようお願いいたします。</p>